

秋田県告示第252号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第30条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成27年5月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

森 林 の 所 在 場 所					全 面 積		保安林面積 実測 (ヘクタール)	保安林解除 面積実測 (ヘクタール)	指定の 目 的	解除の 理 由
郡市	町村	(大字)	字	地番	台 帳 (平方メ ートル)	実 測 (ヘクタ ール)				
南 秋 田 郡	大潟村		西 五 丁 目	16番 3	1,471	0.1465	0.1465	0.1465	風害の 防備	公共施設 用地とす るため
南 秋 田 郡	大潟村		西 五 丁 目	16番 5	5,665	0.5665	0.5665	0.5665	風害の 防備	公共施設 用地とす るため

（「関係図面」は、省略し、農林水産部森林整備課及び秋田地域振興局農林部並びに大潟村役場に備え置いて縦覧に供する。）